

有害物の発散する場所における業務：規制濃度の見直し

環境・健康

有害物の発散する場所における業務など、有害業務についての通達（昭和 23.8.12 基収第 1178 号、昭和 42.9.8 安発第 23 号）は、通達当時の有害性の情報に基づく規制濃度が、現時点での有害性の情報に基づく管理濃度、許容濃度等との間で乖離が生じています。母性保護に係る専門化会合報告書（平成 23 年 12 月）の母性保護規定の対象とする有害物の規制濃度のあり方〔参考 10〕から引用した現行規制濃度と見直された規制濃度の対比（抜粋）を示しました。

上記の通達で示された規制濃度にとらわれることなく、現時点での管理濃度等を参考にし、有害物の発散する場所における業務を判断するための気中の有害物濃度の基準を自主的に設定する必要があります。

母性保護規定の対象とする有害物の規制濃度の見直し（抜粋）

現行		見直し	
女性労働基準規則	規制濃度	母性保護規定	規制濃度
鉛	0.5 mg/m ³	鉛及びその化合物	0.05 mg/m ³
水銀	0.1 mg/m ³	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）	0.025 mg/m ³
クロム	0.5 mg/m ³	クロム酸塩	0.05 mg/m ³
砒素	1 mg/m ³	砒素化合物	0.003 mg/m ³
【有害物の発散する場所における業務】 気中の有害物濃度の上限値、測定・評価方法はそれぞれ労働安全衛生法令の管理濃度、作業環境測定・評価方法とすることが適当である。			

母性保護に係る専門家会合の提言に基づき女性則が改正されています。（平成 26 年 11 月 1 日施行）

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断、リスクアセスメントの実施と教育
衛生意識の向上	労働衛生教育

株式会社 近畿エクスプレス

本社・関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270

中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666